

別紙

医療廃棄物（感染性及び非感染性）処理業務仕様書

1. 中間処理施設（焼却施設）において医療廃棄物を処理する。
2. 1週間に1回収集運搬されるものとする。
3. 年間予定数量は、18,500kgである。
内訳 感染性医療廃棄物 3,280kg
非感染性医療廃棄物 15,220kg
4. 契約期間は1年間とし、支払いは1ヶ月ごとに行う。
5. 産業廃棄物収集運搬業許可証を提出すること。
6. 産業廃棄物処分業許可証を提出すること。
7. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を提出すること。
8. 特別管理産業廃棄物処分業許可証を提出すること。
9. 産業廃棄物の搬出の都度、マニュフェストに必要事項を記入し交付するので法令に基づいて適正に処分すること。
10. 産業廃棄物の処分が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。
業務終了報告書は、マニュフェスト票D票及びE票で代えることができる。
11. 各委託業者の収集運搬、処理行程は次の通りである。
 - ア 当園医療廃棄物保管場所から中間処理施設（焼却施設）までの収集運搬を行う産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者）
 - イ 中間処理施設（焼却施設）で処理を行う産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）